

検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 31-7		学校 中学校	教科 美術	種目 美術	学年 1
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	3	左下	この角度が一番落ちつく 図版内 BUTTERFLY、Nittaku	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)
2	6	中	美術と図画工作って、違うのかな？ 全体	誤りである。 (図画工作科と技術・家庭科に関する記述)	3-(1)
3	36	上	鑑賞の発問 1行目 俵屋宗達の「風神雷神図屏風」(P.31～34)は、後世の絵師たちによって幾度となく模写されてきた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (酒井抱一が模写した原図の作者)	3-(3)
4	37	中下	源平合戦図屏風(部分) キャプション 江戸時代	誤りである。 (江戸時代)	3-(1)
5	42	左中	③画像 カッターの使用方法	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (3 事故防止のため、特に、刃物類…の使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底するものとする。)	2-(1)
6	73	中上	①説明文 刃をテーブルの穴から通し、調整ボタンを押しながら上部ねじを締めて固定する。	生徒にとって理解し難い表現である。 (刃の取り付け手順)	3-(3)
7	75	中下	建物の画像	不正確である。 (二点透視図法の例として不正確である。)	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 31-8	学校 中学校	教科 美術	種目 美術	学年 2・3
-----------	--------	-------	-------	--------

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	29	右下	1888年 アルルへ移住。画家ゴーギャンとの共同生活を始めるが、うまくいかず3か月で終わる。	不正確である。 (3か月)	3-(1)
2	30	左上	美術史ワード ジャポニズム 説明文1行目 19世紀半ば 及び、 92ページ 左下 19世紀後半 ジャポニズム	相互に矛盾している。	3-(1)
3	40	中下	②画像 及び、説明文2行目 しゅろ縄	相互に矛盾している。	3-(1)
4	70	中	きびだんごのパッケージ 図版内 YAMAGATA EIJUDO	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)
5	89	左中	切手のデザイン 図版内 凸版印刷株式会社	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)
6	90	右下	螺鈿紫檀五絃琵琶	年代が付記されていない。	固有 2-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 31-9		学校 中学校		教科 美術		種目 美術		学年 1	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (2 (6) 各学年の「B鑑賞」の題材については、国内外の児童生徒の作品…も取り上げる…。)	2-(1)				
2	全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (2 (7) …美術に関する知的財産権や肖像権などについて触れるようにすること。)	2-(1)				
3	7	右下	サグラダ・ファミリア大聖堂 [スペイン] 1830年～	誤りである。 (1830年)	3-(1)				
4	11	中	熊谷守一 [1880～1985]	誤りである。 (1985)	3-(1)				
5	19	右下	「弓をひくヘラクレス」のイラスト	不正確である。 (頭部の向きと左足つま先の角度)	3-(1)				
6	64	中上	彩度対比	生徒にとって理解し難い図である。 (背景色について、同一色相で彩度を変えておらず、色相對比と混同する。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 1 枚目

受理番号 31-10		学校 中学校		教科 美術		種目 美術		学年 2・3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (2 (6) 各学年の「B鑑賞」の題材については、国内外の児童生徒の作品…も取り上げる…。)	2-(1)				
2	11	下	落葉 図版	印刷が鮮明でない。	固有 3-(1)				
3	18	中	2自画像（部分） 図版	印刷が鮮明でない。	固有 3-(1)				
4	37	右下	記憶の固執	年代が付記されていない。	固有 2-(3)				
5	42	中	唐獅子図屏風（右隻）説明文 永徳は、戦国の世を終わらせた織田信長、豊臣秀吉、徳川家康の三人すべてに重用された安土桃山時代を代表する絵師。	不正確である。 (永徳が仕えた人物。)	3-(1)				
6	48	下	富嶽三十六景 神奈川沖浪裏 部分拡大図版	印刷が鮮明でない。	固有 3-(1)				
7	66	右中	21_21 DESIGN SIGHT 企画展「コメ展」図版内 特別協賛、協力の名義	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)				
8	73	左上	布巾のパッケージ 図版内 GOAISATSU FUKIN	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)				
9	74	左下	幼児のための絵本 図版内 EDIZIONI CORRAINI	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)				
10	81	左上	lamp shadeの材料 綿	材料の選択、扱いが不適切である。 (発火のおそれ)	固有 2-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

1 枚中 1 枚目

受理番号 31-11		学校 中学校		教科 美術		種目 美術		学年 1	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (2 (6) 各学年の「B鑑賞」の題材については、国内外の児童生徒の作品…も取り上げる…。)	2-(1)				
2	37	右下	屏風の説明図	不正確である。 (左隻の落款の位置)	3-(1)				
3	56	右中	下水引、胴懸 説明文3-6行 その下の幕(胴懸)は、16~18世紀につくられたペルシャ絨毯が用いられている。	誤りである。 (ペルシャ絨毯)	3-(1)				
4	59	左下	大きな旅客船が地球をひらくイメージのスケッチ。 図版	印刷が鮮明でない。	固有 3-(1)				
5	64	中上	墨汁の画像内 墨彩	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 31-12	学校 中学校	教科 美術	種目 美術	学年 2・3
------------	--------	-------	-------	--------

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	上巻 全巻		図書の内容全体 この他、下巻全巻	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (2 (6) 各学年の「B鑑賞」の題材については、国内外の児童生徒の作品…も取り上げる…。)	2-(1)
2	43	右中	溶かした錫を鋳型に流し込んでいる画像	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (3 事故防止のため、特に…器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底するものとする。)	2-(1)
3	51	左中	歓喜 説明文1行目 久国寺 くおんじ	誤りである。 (ルビ)	3-(1)
4	51	中	午後の日 図版	印刷が鮮明でない。	固有 3-(1)
5	55	左下	光の当たり方のイラスト 及び、画像	生徒にとって理解し難い図である。 (被写体の明暗の違いが不明瞭。)	3-(3)
6	57	中	打ち出し 説明文「砂袋や油粘土の上に置き、」及び、画像	相互に矛盾している。	3-(1)
7	下巻 15	右上	生徒の活動風景 画像内 足場台の使用方法	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (3 事故防止のため、…活動場所における安全指導などを徹底するものとする。)	2-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。